

平成23年第1回士別市議会定例会会議録（第5号）

平成23年3月18日（金曜日）

午後 1時50分開議

午後 4時08分閉会

本日の会議事件

開議宣告

諸般の報告

- 日程第 1 報告第 1号 監査結果の報告について
- 日程第 2 議案第 28号 士別市民間放送テレビ中継局条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 議案第 29号 士別市人づくり・まちづくり推進協議会条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第 30号 士別市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 42号 士別市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 31号 士別市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 32号 損害賠償の額を定めることについて
議案第 33号 損害賠償の額を定めることについて
- 日程第 8 議案第 34号 平成22年度士別市一般会計補正予算（第14号）
議案第 35号 平成22年度士別市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
議案第 36号 平成22年度士別市介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）
議案第 37号 平成22年度士別市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
議案第 38号 平成22年度士別市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
議案第 39号 平成22年度士別市病院事業会計補正予算（第2号）
- 日程第 9 議案第 5号 平成23年度士別市一般会計予算
議案第 6号 平成23年度士別市診療施設特別会計予算
議案第 7号 平成23年度士別市国民健康保険事業特別会計予算
議案第 8号 平成23年度士別市後期高齢者医療特別会計予算
議案第 9号 平成23年度士別市介護保険事業特別会計予算
議案第 10号 平成23年度士別市介護サービス事業特別会計予算
議案第 11号 平成23年度士別市地方卸売市場事業特別会計予算
議案第 12号 平成23年度士別市公共下水道事業特別会計予算
議案第 13号 平成23年度士別市農業集落排水事業特別会計予算

- 議案第14号 平成23年度士別市工業用水道事業特別会計予算
 議案第15号 平成23年度士別市水道事業会計予算
 議案第16号 平成23年度士別市病院事業会計予算
 議案第17号 士別市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
 議案第18号 士別市職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例について
 議案第19号 士別市特別会計条例の一部を改正する条例について
 議案第20号 士別市介護保険総合条例の一部を改正する条例について
 議案第21号 士別市朝日町老人保健センター条例の一部を改正する条例について
 日程第10 議案第40号 平成23年度士別市一般会計補正予算(第1号)
 日程第11 意見書案第1号 介護保険制度の抜本的改善を求める意見書について
 意見書案第2号 保育制度改革に関する意見書について
 意見書案第3号 平成23年度畜産物価格決定等に関する意見書について
 日程第12 調査第1号 総務文教常任委員会の閉会中継続審査について
 日程第13 調査第2号 民生福祉常任委員会の閉会中継続審査について
 日程第14 調査第3号 経済建設常任委員会の閉会中継続審査について
 日程第15 議案第41号 議員の派遣について
 閉会宣告

出席議員(20名)

副議長	1番	遠山昭二君	2番	十河剛志君
	3番	松ヶ平哲幸君	4番	渡辺英次君
	5番	丹正臣君	6番	粥川章君
	7番	出合孝司君	8番	伊藤隆雄君
	9番	谷口隆徳君	10番	国忠崇史君
	11番	小池浩美君	12番	山田道行君
	13番	井上久嗣君	14番	岡崎治夫君
	15番	田宮正秋君	16番	神田壽昭君
	17番	菅原清一郎君	18番	斉藤昇君
	19番	岡田久俊君	議長	20番 山居忠彰君

出席説明員

市長 牧野勇司君 副市長 相山佳則君

副市長	城守正廣君	総務部長(併) 選挙管理委員会 事務局長	鈴木久典君
市民部長	有馬芳孝君	保健福祉部長	織田勝君
経済部長	伊藤暁君	建設水道部長	土岐浩二君
朝日総合支所長 兼経済建設課長	川越一男君		

市立病院局長 吉田博行君

教育委員会 会長	尾崎学君	教育委員会 会長	安川登志男君
教育委員会 生涯学習部 会長	石川誠君		

農業委員会 会長	松川英一君	農業委員会 事務局 会長	山本良文君
-------------	-------	--------------------	-------

監査委員	三原紘隆君	監査委員 事務局 局長	岡強志君
------	-------	-------------------	------

事務局出席者

議会事務局長	藤田功君	議会事務局 総務課 局長	小ヶ島清一君
議会事務局 総務課 主任	東川晃宏君	議会事務局 総務課 主任	御代田知香君
議会事務局 総務課 主任	岡村慎哉君		

(午後 1時50分開議)

議長(山居忠彰君) ただいまの出席議員は全員であります。これより本日の会議を開きます。

議長(山居忠彰君) ここで事務局長から諸般の報告をいたします。

議会事務局長(藤田 功君) ご報告申し上げます。

本日の議事日程及び諸報告につきましては、印刷の上、お手元に配付のとおりでありますので、朗読を省略いたします。

以上で報告を終わります。

(朗読を経ないが掲載する)

1. 市長から送付された議案は次のとおりである。

議案第28号 土別市民間放送テレビ中継局条例の一部を改正する条例について

議案第29号 土別市人づくり・まちづくり推進協議会条例の一部を改正する条例について

議案第30号 土別市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第31号 土別市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第32号 損害賠償の額を定めることについて

議案第33号 損害賠償の額を定めることについて

議案第34号 平成22年度土別市一般会計補正予算(第14号)

議案第35号 平成22年度土別市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)

議案第36号 平成22年度土別市介護サービス事業特別会計補正予算(第3号)

議案第37号 平成22年度土別市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)

議案第38号 平成22年度土別市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)

議案第39号 平成22年度土別市病院事業会計補正予算(第2号)

議案第40号 平成23年度土別市一般会計補正予算(第1号)

議案第42号 土別市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

2. 議会運営委員会から送付された議案は次のとおりである。

意見書案第1号 介護保険制度の抜本的改善を求める意見書について

意見書案第2号 保育制度改革に関する意見書について

意見書案第3号 平成23年度畜産物価格決定等に関する意見書について

3. 議員から送付された議案は次のとおりである。

議案第41号 議員の派遣について

4. 常任委員会から送付された申し出は次のとおりである。

調査第 1号 総務文教常任委員会の閉会中継続審査について

調査第 2号 民生福祉常任委員会の閉会中継続審査について

調査第 3号 経済建設常任委員会の閉会中継続審査について

5. 予算審査特別委員会から審査経過及び結果の報告のあった付託事件は次のとおりである。

議案第5号 平成23年度士別市一般会計予算

議案第6号 平成23年度士別市診療施設特別会計予算

議案第7号 平成23年度士別市国民健康保険事業特別会計予算

議案第8号 平成23年度士別市後期高齢者医療特別会計予算

議案第9号 平成23年度士別市介護保険事業特別会計予算

議案第10号 平成23年度士別市介護サービス事業特別会計予算

議案第11号 平成23年度士別市地方卸売市場事業特別会計予算

議案第12号 平成23年度士別市公共下水道事業特別会計予算

議案第13号 平成23年度士別市農業集落排水事業特別会計予算

議案第14号 平成23年度士別市工業用水道事業特別会計予算

議案第15号 平成23年度士別市水道事業会計予算

議案第16号 平成23年度士別市病院事業会計予算

議案第17号 士別市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第18号 士別市職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例について

議案第19号 士別市特別会計条例の一部を改正する条例について

議案第20号 士別市介護保険総合条例の一部を改正する条例について

議案第21号 士別市朝日町老人保健センター条例の一部を改正する条例について

以上報告する。

平成23年3月18日

士別市議会議長 山居忠彰

議長（山居忠彰君） それでは、これより議事に入ります。

日程第1、報告第1号 監査結果の報告についてを議題に供します。

監査委員の説明を求めます。三原監査委員。

監査委員（三原紘隆君）（登壇） ただいま議題となりました報告第1号 監査結果の報告について御説明申し上げます。

平成22年度の監査につきましては、市長部局、議会、教育委員会、農業委員会及び選挙管理委員会のそれぞれの所管にかかわる事務のうち、定期監査については市民部、経済部の2部及び議会、農業委員会、選挙管理委員会の3執行機関を対象として、各種契約事務について、平成22年4月1日から9月30日までに行われた随意契約分を対象として、また、補助金交付事務について、平成22年4月1日から9月30日までの交付決定分を対象に監査を実施しました。

また、定期監査を補完する目的で、行政監査として重要物品の管理事務について監査するとともに、財政援助団体等に関する監査として、補助金交付団体4団体、出資団体1団体、公の

施設の指定管理者 1 団体 1 施設に係る平成21年度の執行状況について、地方自治法第199条第2項、第4項及び第7項の規定により、それぞれ実施をいたしました。

監査の期間、方法、結果等につきましては、別紙報告書のとおりであります。

以上、報告の説明といたします。（降壇）

議長（山居忠彰君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山居忠彰君） 御発言がなければ、以上で報告を終わることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山居忠彰君） 御異議なしと認めます。

よって、報告第1号は報告を終わることにいたします。

議長（山居忠彰君） 次に、日程第2、議案第28号 士別市民間放送テレビ中継局条例の一部を改正する条例についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。牧野市長。

市長（牧野勇司君）（登壇） ただいま議題となりました議案第28号 士別市民間放送テレビ中継局条例の一部を改正する条例について、その概要を御説明申し上げます。

本条例改正は、本年7月24日でアナログ放送が終了し、地上デジタル放送に移行することに伴い、温根別地区が新たに難視聴地域として指定されたことから、この地域の難視聴を解消するためのデジタル放送中継局を新たに設置すること、また朝日町中央地区におけるアナログ放送の難視聴を解消するため設置していた三望台テレビ中継局を、7月25日をもって廃止することから、所要の改正をいたそうとするものであります。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。（降壇）

議長（山居忠彰君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山居忠彰君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山居忠彰君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

議長（山居忠彰君） 次に、日程第3、議案第29号 士別市人づくり・まちづくり推進協議会条例の一部を改正する条例についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。牧野市長。

市長（牧野勇司君）（登壇） ただいま議題となりました議案第29号 士別市人づくり・まちづくり推進協議会条例の一部を改正する条例について、その内容を御説明申し上げます。

この条例改正は、今定例会初日に議決をいただきました士別市男女共同参画推進条例の制定に伴い、男女共同参画計画に関する事項及び男女共同参画の推進に関し、必要な事項の調査、審議を人づくり・まちづくり推進協議会の所掌事務とするため、所要の改正をいたそうとするものであります。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。（降壇）

議長（山居忠彰君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山居忠彰君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山居忠彰君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

議長（山居忠彰君） 次に、日程第4、議案第30号 士別市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。牧野市長。

市長（牧野勇司君）（登壇） ただいま議題となりました議案第30号 士別市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、その概要を御説明申し上げます。

この条例改正は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、これまで認められていなかった非常勤職員の育児休業等が認められることになったことから、本市においても勤務時間が一般職員と同様の非常勤職員について、育児休業を取得できるよう所要の改正をいたそうとするものであります。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。（降壇）

議長（山居忠彰君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山居忠彰君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山居忠彰君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

議長（山居忠彰君） 次に、日程第5、議案第42号 士別市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。牧野市長。

市長（牧野勇司君）（登壇） ただいま議題となりました議案第42号 士別市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、その内容を御説明申し上げます。

本条例改正は、職員の住宅手当のうち、みずから所有する住宅に係る手当、いわゆる持家手当について本年度をもって廃止するため、所要の改正をいたそうとするものであります。

士別市職員の持家手当につきましては、本地域における民間アパートなど賃貸住宅の整備状況や職員公宅を所有していない状況に加え、士別市に勤務する職員として地域に定住を促すとともに、固定資産税の納付や住宅建設による地域経済活性化の観点から、本条例によりこれまで該当する職員に対し支給をいたしてまいりました。また支給額の決定に当たっては市内民間企業の支給実態や近隣市町村の状況を勘案の上決定し、平成22年4月から5,000円といたしたものであります。

一方、国においては、1964年に持家手当制度を創設し支給してきたところでありますが、近年都市部における自己住宅の所有率が減少したことなどから、人事院勧告により、一昨年の12月をもって自宅に係る住居手当を廃止したところであります。

これにより、国においては、持ち家制度を有する各都道府県を初め、全国の市町村に是正を求めているところでありますが、特に本市では病院経営改革プランにより、病院特例債を活用していることから、国の制度を上回る持家手当に対する国や道の強い是正指導があったところであり、こうした状況において、今後医療機器整備にかかわる借り入れや病院経営に対する影響を考慮するとき、国の制度に準拠するようこの3月31日をもって本手当を廃止するものであります。

ただ、本州都市部と本市においては住宅事情が大きく違うことや、市内の民間企業においても市の制度に倣っている場合も数多くあることから、更に市内における住宅建設に少なからず影響があるものと考えられますことから、5年間の経過措置を設けることでこれら影響を少しでも緩和できるよう考慮したものであります。

なお、現在、持家手当の対象者は202名で総支給額は1,212万円であります。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。（降壇）

議長（山居忠彰君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山居忠彰君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山居忠彰君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

議長（山居忠彰君） 次に、日程第6、議案第31号 土別市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。牧野市長。

市長（牧野勇司君）（登壇） ただいま議題となりました議案第31号 土別市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、その概要を御説明申し上げます。

市立病院の病床数につきましては、平成20年第3回定例会において市立病院経営改革プランに基づき、一般病床を200床に改正したところでありますが、その後の市立病院の経営状況及び患者数の動向などを踏まえ、病院改革プランの一部見直しを行い、一般病床179床、療養病床20床の計199床とし、効率的な運営と新たな診療報酬の確保を図り、安定した経営を目指すものであります。

なお、当分の間、医師及び看護師不足による過重労働を抑制するため、一般病床29床を休床扱いとし、実質的には一般病床を3病棟150床、療養病床20床の170床体制で運営を図ってまいります。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。（降壇）

議長（山居忠彰君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山居忠彰君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山居忠彰君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

議長（山居忠彰君） 次に、日程第7、議案第32号 損害賠償の額を定めることについて及び議案第33号 損害賠償の額を定めることについて、以上2案件を一括議題に供します。

提案者の説明を求めます。牧野市長。

市長（牧野勇司君）（登壇） ただいま議題となりました議案第32号損害賠償の額を定めることについて及び議案第33号 損害賠償の額を定めることについて、関連がありますので、一括してその概要を御説明申し上げます。

本案件は、本年2月4日、午前11時15分ごろ、土別市立武徳小学校校舎屋根からの落雪により、
が使用するトヨタレンタリース札幌所有の小型乗用車及び土別市
、
氏所有の普通乗用車に被害を与えた事故に対する損害賠償でありまして、このたび相手方との話し合いが合意に達し、それぞれ損害賠償額を

に対し37万7,250円、 氏に対し17万9,214円と定めることとし、地方自治法第96条第1項第13号の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、この賠償金につきましては、学校災害賠償補償保険により、全国市長会から補てんされるものであります。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。（降壇）

議長（山居忠彰君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。斉藤議員。

18番（斉藤 昇君） 損害賠償の額についてでございますけれども、 の損害賠償が車の賠償37万7,000円、それから さんののが17万9,000円で、結構な差があるんだけれども、傷みぐあいというのはこの点ではちょうど並んでとまっていたはずなんだけれども、傷みぐあいというのはどんなふうにしてあったものなんでしょうか。

議長（山居忠彰君） 青山学校教育課長。

学校教育課長（青山博久君） お答え申し上げます。

まず、 氏所有の普通乗用車でございます。ボンネット、フロントバンパー、ラジエーターグリル等の破損、それからヘッドランプの脱落などということになっております。

のトヨタステーションワゴンのラッシュなんですけど、この部分につきましては、同じくボンネット、ヘッドランプ、この部分についてはヘッドランプが脱落したというのではなくて、ユニットそのものの支える支柱とっていいのかわからないんですけど、それが完全に折れてしまっているという状況の中でございます。すべてユニットごと取りかえなければいけないという状況にございました。また、フロントバンパー、ラジエーターグリル、それからフロントフェンダー、ラジエーター等の破損ということで破損の度合いの違いがあったということでございます。

議長（山居忠彰君） 斉藤議員。

18番（斉藤 昇君） たこ揚げをやっているときに、車をよけていただくようにという放送もしてということでございますけれども、その時点では何台の車がとまっていて、何台の車がよけていただいたのか。この点はいかがでしょう。

議長（山居忠彰君） 青山課長。

学校教育課長（青山博久君） 当日、雪中運動会及びたこ揚げ大会ということで、早朝からたくさんの方の来校者がいたということで、その場所には朝の段階で4台とめられていたということが確認されております。途中で2台が移動されて、そのあいたところに の方が取材に訪れてとめられた。合計3台が落雪当時であったということでございます。

議長（山居忠彰君） 斉藤議員。

18番（斉藤 昇君） そうすると、同じようにとめてあっても、1台については何の被害もなかったということなのかどうかということと、それから、ロープを張ってあったわけですよね。このロープは車をよけた後に張られたのか、それから初めからロープが張ってあってその前に

とめてあった車をよけたのか。車をよけてからロープを張ったのか。初めからロープが張ってあったのか、その点はいかがなんでしょうか。

議長（山居忠彰君） 青山課長。

学校教育課長（青山博久君） まず、3台とめられていたということで、被害のあったのは2台でございます。1台についてはバック、後ろから何というんですか、校舎側、フロントを校舎に向けてとめたという状態でなくて、後ろに向けてとめていたということなんです、その1台については被害がなかったということでございます。

それと、ロープにつきましては、例年当然、万が一の落雪というのは予想されることでありますので、その想定内の中でロープは毎年張ってございます。ただ、例年でいいますと、武徳小学校北側というのは落雪の事実はないということで、積もった段階で雪おろしをさせていただいているということでございます。

以上です。

（「ロープは」の声あり）

学校教育課長（青山博久君） 先に張ってあった状態であります。

（発言する者あり）

学校教育課長（青山博久君） ロープは当然例年張ってありますので、その当日も朝から張ってあります。そのロープの外側に車はとめられていたということでございます。

議長（山居忠彰君） 斉藤議員。

18番（斉藤 昇君） そのロープはだれが張られたのかということ、それから、ロープのここから前には入ったら屋根雪が落ちますよ、危ないですよということだから、ロープの張り方が悪かったということでしょう。ロープがもっと外側に張られていれば、屋根雪がそれは落ちるの避けられたんですよ。だから、学校管理者のやはり責任が私は大だと思えます。例えば、道新の記者が取材に行ったというときに、おりるときにでもですよ、突然落雪があったなんていうことになると、これはけがしかねない。それから、そういうところだから、父兄や子供たちに何もなかったらいいけれども、もし人身事故なんかあったら大変な事態を招くということですよ。そういうところにやはり管理をしっかりとしなかったということが問題ではないのか、こう思うんだけど、どうなんでしょう。

したがって、そういう管理責任も当然やはり私はとるべきだと、こう思うんだけど、賠償すればいいという問題ではないと思うんだけど、いかがですか。

議長（山居忠彰君） 青山課長。

学校教育課長（青山博久君） まず、当然ロープにつきましては、降雪時から春先までということで学校で張っておりますので、学校長の管理責任のもとに張っているということになります。当然、子供たち、それから父兄の方、来校者に安全確保という意味で非常に大事なことでありますので、そういった落雪した場合を想定した降雪時から春先までの安全確保という意味で壁、軒下から約4メートル近くの範囲でロープを毎年張っているという状況でございます。それ以

上内側に子供が入らないよう、また来校者、車等が入らないような対応を今まではしていたということでございます。

議長（山居忠彰君） 安川教育長。

教育長（安川登志男君） 武徳小学校の落雪事故につきまして、今、学校教育課長から御説明申し上げますように、通常の年であれば、校舎から4メートルのところに張ってあるということで、そして当日は4メートルの、当日非常に天候がいい状態で、そして例年になく雪が少ないような状況が続いていたんですが、一部降った雪が暖気によって落ちる可能性があるということで、その4メートルのロープの外側にある車についても、その部分でよけていただくように指示をしたということで、その指示が十分でなかったために、 氏の車はそのまま放置をされ、もう1台被害のなかったものについても放置をされ、その部分、あいた箇所に

の の車がとまったということで、実は当日私、雪中運動会には参加しておりませんが、その後のたこ揚げ大会のために武徳小学校のほうにその当日訪れておりました。

私は、もうほとんど車が学校前は駐車場が多分とまれないだろうからということで、学校のグラウンド横の部分にとめて、そして実際にたこ揚げにも参加をして、私が行った後に

の方がお見えになって、私が行ったときにはもう既にその放送をかけた後で、移動する車はいたということで、それで、学校側としては一応通常の年であれば北側の落雪は全くないというようなことで、南側の落雪だけしか経験がないけれども、念のため放送をかけたということではございましたが、ちょっと下のほうに雪があったということで、届くはずのないところまで雪が到達をしてしまって、2台の車が被害にあったということでございます。

それで、そのロープの状態で、本当に今年の異常な気象のことではございますけれども、学校長及び教頭に対しては、事前にその可能性があるというふうに意識をしたのだから、もっと徹底すべきだということで、後日私どものほうから口頭で注意を申し上げて、今後、例年どおりただ雪が屋根から落ちるだけでなく、下にもちょっと滞留していたものがあって、そこにバウンドしていくというようなこともあったんだということなものですから、そういう部分、校舎周りの除雪部分についても、しっかりと危険のないようにやるということ、議員から今お話がありましたとおり、ただ単に被害に遭った車に補償をすればいいというものではなく、当然、今後の学校管理について、雪、つらら、冬期対策はもとより、さまざまな部分について、とにかく学校に塀が回されているというふうな校舎にはなっておりませんので、不特定多数の方が自由に出入りできるという環境の中で、子供も含めてしっかりと安全管理には注意をしていただくように、校長、教頭に対して厳重に注意をいたしたところでございます。

以上でございます。

議長（山居忠彰君） 齊藤議員。

18番（齊藤 昇君） それで、こういう落雪事故を見て、その後の市の対応といいますか、公共施設に対してそういうことがくれぐれもないようにという、そんな対応をされたのかということ、以前はもう体育館でも、やはり体育館から屋根雪が落ちて車をつぶしたなんていうこと

もございますし、そういう対応をきちっとしたのかどうか。そしてこれは冬のなりかけとい
いますか、来年、あるいは今年の秋というか冬にはそういうことがないように徹底する。そう
いうことも他山の石としてきちっとすべきだと思いますので、この点はいかがですか。

議長（山居忠彰君） 石川生涯学習部長。

生涯学習部長（石川 誠君） お答えいたします。

この事案の発生を受けまして、早急に各学校に対しまして、規制線の設置の幅をもっと広げ
るだとか、それから子供たちに対して屋根からの落雪なんかに巻き込まれないような注意の喚
起ですとか、更にはスポーツ施設関係施設につきましても、屋根の状態、周りの状態がどうい
うふうになっているか、きちんと点検をし、適切な管理をするような形で指示をいたしたとこ
ろでございますし、あわせて、暖気の状態の一部の学校につきましては、かなりつららで
すとか雪庇等があったところにつきましては、すぐ業者をお願いをして雪おろし等に対応した
という状況でございます。

以上でございます。

議長（山居忠彰君） 相山副市長。

副市長（相山佳則君） ただいまの落雪の事故につきましては、庁内連絡会議のときに報告があ
りまして、そのときに各部に関係する施設、あるいは第三セクターも含めてですね、すべての
施設について再点検するようにと、もし積雪が、屋根の上に雪が積もっているようであれば雪
落としも含めてですね、市民の方に安全、危険が及ばないようにということで指示をいたして
おりますし、また融雪装置にですね、子供さんが落ちて痛ましい事故があったというようなこ
ともありますので、そういったこともあわせてですね、融雪装置、落雪等々のですね、総点検
をするようにということで各部に指示をいたしたところであります。

以上です。

議長（山居忠彰君） ほかに御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山居忠彰君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山居忠彰君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第32号及び議案第33号の2案件は原案のとおり可決されました。

議長（山居忠彰君） 次に、日程第8、議案第34号 平成22年度士別市一般会計補正予算（第14
号）から議案第39号 平成22年度士別市病院事業会計補正予算（第2号）まで、以上6案件を
一括議題に供します。

提案者の説明を求めます。牧野市長。

市長（牧野勇司君）（登壇） ただいま議題となりました議案第34号 平成22年度士別市一般

会計補正予算（第14号）から議案第39号 平成22年度土別市病院事業会計補正予算（第2号）について関連がありますので、一括してその概要を御説明申し上げます。

今回の補正は病院事業会計補助金、国民健康保険事業特別会計繰出金など予算措置を要するもののほか、年度末の予算の整理に伴うもので、以下、その内容について御説明申し上げます。

まず、一般会計の歳入歳出予算についてであります。歳出予算に追加するものとして総務費で、寄附によるふるさと応援基金などへの積立金1,130万円を計上し、民生費で介護サービス事業特別会計に対する繰出金4,880万円のほか、国民健康保険事業特別会計繰出金1億5,000万円を計上しました。

次に、衛生費では、病院事業会計の22年度収支不足について病院経営改革プランの見直しに伴い、一般会計からの繰入金により対応することとしたところでありますが、最終決算は3月末となり、不確定要素もあるため、4億4,000万円を追加計上し、教育費では、ただいま議決をいただきました武徳小学校での落雪による損害賠償金55万7,000円を計上したほか、中学校維持管理費で灯油代の予算に不足が生じる見込みであるため、100万円を追加計上した次第であります。

一方、年度末における予算の整理に伴う減額として、国の住民生活に光をそそぐ交付金事業で実施を予定していた子宮頸がん等のワクチン接種事業に係る市単独事業費200万円について交付金対象外とされたことから、予備費で計上されている一般予算で対応することとし減額するほか、選挙費及び除雪車整備事業など事業費が確定したものや、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業及び市道整備交付金事業など、事業費の変更等に伴うものとともに、予算執行状況から不用額が見込まれる事業費について減額したところであります。この結果、一般会計の歳出予算に6億5,165万7,000円を追加する一方で、2億8,673万1,000円を減額し、差し引き3億6,492万6,000円を追加するものであります。

次に、歳入予算についてであります。国・道支出金、地方債などの特定財源につきましては、歳出予算との関連から、それぞれ所要の措置を行うほか、地方交付税などの一般財源をもって収支の均衡を図った次第であります。また、繰越明許費の補正につきましては、国の経済対策事業など実施時期との関連から、年度内完了が困難な事業について、予算を繰り越して実施するための所要の措置を講じ、地方債の補正につきましては、歳出予算との関連から、借入限度額の変更について所要の措置を講じるものであります。

次に、特別会計についてであります。国民健康保険特別会計につきましては、医療費レセプト電子化に係る国保総合システム構築経費及び後期高齢者支援金の22年度概算納付額の確定などによるほか、一般会計からの繰り入れにより、今後の医療費の増加などに安定的に対応するため、国保支払準備基金に1億5,000万円を積み立てし、あわせて1億4,774万6,000円を計上し、介護保険サービス事業特別会計につきましては、決算見込みから歳入歳出予算の整理を行うとともに、居宅介護サービス費収入及び施設介護サービス費収入の減などから歳入不足を生じる見込みのあるため、一般会計からの繰入金を4,880万円を措置し、公共下水道事業並びに

農業集落排水事業特別会計につきましては、下水道施設整備事業などの事業費の変更に伴う予算の減額措置で、公共下水道事業特別会計では1,520万円、農業集落排水事業特別会計では1,193万1,000円を減額しました。また、各会計における繰越明許費の補正につきましては、実施時期との関連から予算を繰り越して実施するための所要の措置を講じ、地方債の補正につきましては、歳出予算との関連から借入限度額の変更について所要の措置を講ずるものであります。

次に、病院事業会計につきましては、一般会計からの繰入金4億4,000万円について、収入に計上した次第であります。

以上、今回の補正の概要について御説明申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。（降壇）

議長（山居忠彰君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。小池議員。

11番（小池浩美君） 議案第34号の22年度一般会計補正予算予算案について、その中の子宮頸がん等ワクチン接種事業について何点かお聞きします。

このワクチンの接種事業、全額公費負担ということで本年1月から実施されておりますが、まだ3月も終わっていない状況で本当に短い期間なんですけれども、今日まで、それぞれの接種の実績と申しますか、接種者の数をお聞きしたいと思います。予定していた接種者の数の大体何%ぐらい接種しているのかということですね。

それとですね、昨年22年に接種した人は全部自己負担で接種しているわけで、その費用も払い戻すということになっておりますので、その払い戻しを受けた方はそれぞれ何人ぐらいいらっしゃるのかと、そこら辺のところ教えていただきたいと思っております。

議長（山居忠彰君） 都保健福祉センター所長。

保健福祉センター所長（都 研司君） まず、1月から3月までの接種実績人数というお尋ねでございますが、ワクチン接種については3月分につきましては、現在継続中ということで把握できませんので、1月、2月の2カ月間の実績人数で申し上げます。

まず、子宮頸がんワクチンにつきましては198名、対象者が381名おりますので、率にしまして52%、次にヒブワクチンについてありますが、接種実績が222名、対象者が837名でありますので、率にしまして27%、小児用肺炎球菌ワクチンにつきましては実績につきましては223名、対象者が837名でありますので、率にしまして27%となっております。

次に、費用の払い戻しをした人数についてであります。これにつきましては22年の4月から12月接種分までが償還払いの対象となっております。子宮頸がんワクチンにつきましては2名、ヒブワクチンにつきましては45名、小児用肺炎球菌につきましては32名となっております。

以上です。

議長（山居忠彰君） 小池議員。

11番（小池浩美君） わかりました。

それで最近のことなんですけれども、小児用の肺炎球菌ワクチンとヒブワクチン、同時接種で何件か死亡事故が全国的であったということで、厚生労働省は接種を一時見合わせるというふうに発表したと、新聞等には報道されているんですけれども、このことについて市にはどんなような連絡がきているのかということと、そしてこのことを市民にどのように通知するのかお知らせください。

議長（山居忠彰君） 都所長。

保健福祉センター所長（都 研司君） まず、厚生労働省からの連絡事項でございますが、3月5日、これは土曜日でしたが、名寄保健所から本市と各医療機関へワクチンの一時見合わせの連絡があり、さらに3月8日には厚生労働省の専門部会であります医薬品等安全対策部会、安全対策調査会、それと子宮頸がん等ワクチン予防接種後副反応検討会が合同で開催されました。

その内容につきましては、更なる情報収集を行い、再度調査会及び検討会において評価を行うまでの間、現在行っている小児用肺炎球菌ワクチン、ヒブワクチン接種の一時見合わせを継続する旨の連絡が入ったところであります。

それと、その後市民周知につきましては、3月10日、生後2カ月から5歳児の保護者650名に対し、国から接種再開の連絡があるまで接種を中止する内容のはがきを郵送し、周知を行ったところであります。あわせて、同日、地方紙の道北日報、北都新聞に記事の記載を行ったところであります。

それと、まだ国等からの連絡がないわけなんですけど、接種の再開が決まりましたら、それもあわせて全戸に通知をする予定であります。

以上です。

議長（山居忠彰君） 小池議員。

11番（小池浩美君） じゃ、まだ連絡が来ていないんですね。

それからですね、子宮頸がん予防ワクチン、こちらのほうは今度は接種者が多くて不足だと、これも厚生労働省から何か連絡が来ているのではないかと思うんですけれども、このことの実情と対応を教えてください。

議長（山居忠彰君） 都所長。

保健福祉センター所長（都 研司君） 厚生労働省からの内容についてでありますけど、まず3月3日に全国的にワクチンが偏在化しており、医療機関での発注に迅速に対応できなくなったことがまず一つ、それから、製造販売者として初回接種を終えた方を最優先に接種できるように供給したい旨の内容となっております。

次に、3月7日でございますけれども、ワクチンの安定的な供給を再開できるのは7月以降となる内容、あわせて、3月末までに1回目の接種をできなかった高校1年生が4月以降に1回目の接種をした場合であっても、当分の間事業の対象として無料で接種とする。更に当分の間、初回の接種者への接種を差し控え、さらに接種を開始した方への2回目、3回目の接種

を優先するように市町村及び医療機関に依頼があったものです。

また、3月17日には北海道からの情報としまして、道内において3月に2回目または3回目のワクチンを接種する予定の方々に対するワクチンは製造販売者で確保しており、今の騒がれております地震の関係でワクチンの配送が難しい状況にありましたけれども、3月17日、昨日、埼玉県から道内に向けて陸路配送が始まりまして、順調にいけば3月22日以降、道内の卸業者にワクチンが納入される予定となっております。

それと、本市の実情と対応についてであります。本市におきましても、全国と同じように品薄のため、卸売業者からの納品が少なくなっている状況となっております。そこで、市民周知につきましては、厚生労働省から示された内容について、3月9日、高校1年生相当年齢の女子88名にはがきによる戸別通知、3月10日には中学校の1年生から3年生の女子288名に中学校を通して文書の配布を行ったところです。合わせて、3月10日、同日、道北日報、北都新聞に記事の掲載を行ったところです。

以上です。

議長（山居忠彰君） 小池議員。

11番（小池浩美君） それで、3月22日以降になれば何とかなるといふふうに考えてよろしいんですね。

議長（山居忠彰君） 都所長。

保健福祉センター所長（都 研司君） 子宮頸がんワクチンにつきましては、2回目、3回目につきましては現在も継続中ですが、ワクチンが供給されるということもありますけれども、2回目、3回目を優先的に接種をします。初回の者については7月以降の対応になるということでございます。

以上です。

11番（小池浩美君） わかりました。

それですね、その子宮頸がんの予防ワクチン、今テレビでも盛んにね、コマ シャルをやっておりますけれども、やはり正しく子供たちに教えていくということ、そしてワクチン接種したらいいんだよということ、やはり積極的に教えていっていただきたいと思いますので、私が考えるには、保健師さんなんかを中心になって高校、中学校へ出向くなり、あるいは保健センターに集まっていたりして勉強というか、教育というか、そういうことを教える機会、そういうものを積極的に持ったらいいんじゃないかというふうに考えるんですけれども、この23年度中に何かそういうことをやろうという考えがおりますか。

議長（山居忠彰君） 都所長。

保健福祉センター所長（都 研司君） 知識の教育等についてのお尋ねでございますが、現在まで子宮頸がん予防ワクチン接種の重要性については各種検診などの機会に啓発等を実施してきたところであります。しかし、まだ十分に啓発活動も周知徹底されていないというような部分もありますので、今後一層ワクチン接種につきまして国の事業を活用し広く実施を促進する観

点からも、子宮頸がんの知識やワクチン接種の必要性について、予防接種対象者及び父母の方を対象に、専門医師による講演会の開催や各中学校、高校への保健師派遣による正しい知識の周知などについて検討してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（山居忠彰君） ほかに御発言ございませんか。井上議員。

13番（井上久嗣君） 農業費関係の補正が数点出ていますけれども、若干関連いたしますので、さきの予算審査特別委員会で質問させていただきましたバイオマス資源堆肥化施設に関する何点かの確認をさせていただきたいと思います。

さきの私の質問では、指定管理する場合の受託合意は万全かとお聞きしたわけでありますが、JA北ひびきが指定管理先として合意が得られていると、そういったニュアンスの御答弁をいただいたわけですが、しかしその後お聞きしたところ、毎月行われておりますJA北ひびきの理事会において、バイオマス資源堆肥化施設の指定管理に向けた議題が今まで一度も上がっていないとお聞きしております。その辺を把握されていらっしゃるのでしょうか。またこれで万全と言えるのでしょうか。

議長（山居忠彰君） 伊藤経済部長。

経済部長（伊藤 暁君） お答えいたします。

指定管理の関係で井上議員から御質問がございまして、あのときの佐々木課長の答弁はですね、めぐみの隣接をして建設をするということ、もう一つは野菜残渣を入れるということ、それから堆肥の販売、供給の関係もあるんで、指定管理者に北ひびき農協を想定をしているという答弁をしております、具体的に北ひびき農協とこれでやるよという確認をしたということではございませんので、よろしくお願いをしたいと思います。

それから、農協ですね、論議がされていないんじゃないかというお話でございますが、第7回の理事会で、運営協議会の議案に基づいて協議をされております。それは、どういう形でこの低炭素村づくりの関係でバイオマスの事業をやっていくのかという中身についてですね、論議をされているというふうにお聞きをしております。

議長（山居忠彰君） 井上議員。

13番（井上久嗣君） いや、協議は1回されたということで今お話をいただきましたけれども、ただもう21年度に低炭素村づくりモデル支援事業という形で採択されておまして、議会にも早い時期から23年度に着工しますと理事者側からお話をいただいているという中で、もう既にですね、23年度堆肥化施設の指定管理受託に向けて、かなり具体的に本来であれば農協の理事会等々で進んでいるべきじゃないかと、これから想定しているんだと。一応議題に上がっているけれども、6億円を超えるこの大きな施設の指定管理にかかわるものは、今も一応想定しているという状況ですということではないでしょうか。

議長（山居忠彰君） 佐々木畜産林務課長。

畜産林務課長（佐々木 勲君） お答えいたします。

施設整備につきましては、平成22年度、本年度にですね、基本設計を今立てている段階でございます。今現在、何社かからのシステムの提案をいただきながら、その中で一番ベストなものをチョイスするというで今やっております。その方法や何かもそれぞれの会社ごとの手法がありまして、それで堆肥化するべきものとして一番いいものはどれかということですね、今3月末までの間にですね、絞り込んでいるところでございます。それによって、システムの中での経費や何かもそれぞれ大きく違います。堆肥のできる量も違ったりしておりますので、その辺のことに基づきますと、ランニングコストや何かですね、変わる部分が大きくあります。それと悪臭対策の経費等々についてもどの方法がですね、今いいのかという最終段階に来ておりますので、それらに基づきまして、平成23年度中には全体の運営方法も含めてですね、農協さんなり今想定しているJA北ひびきさんとですね、よりいい方法をですね、今後十分詰める予定にしておりますので、今現段階ではそのような段階でございます。

以上でございます。

議長（山居忠彰君） 井上議員。

13番（井上久嗣君） それともう一点お聞きしますけれども、さきの質問でめぐみ野土別で野菜残渣を堆肥化するということで、この事業であわせて悪臭対策を施すんだと御答弁いただきましたけれども、当然、私この事業費で行うという理解をしているんですけども、JA北ひびきさんにめぐみ野土別の部分で一部負担を打診をされたというお話も耳に伝わっておりますけれども、そういう可能性もあるのでしょうか。

議長（山居忠彰君） 佐々木課長。

畜産林務課長（佐々木 勲君） 事業の当初の段階から、まず土別の中では堆肥が非常に不足しているということで、その堆肥をつくるがためには今バイオマス資源としての生ごみ及び野菜残渣、それと汚泥、それらでもって水分調整剤を加えることによって堆肥ができるということで、その土別市内のほうに農地還元をするんだという方向で今まで進んでおりました。そのためにですね、全体的には土別市が施設を整備して土づくりのための堆肥をつくるということで現在進んでおいて、その中では野菜残渣につきましては、選果場から出てくる野菜残渣の量がですね、多いところはたくさん出るけれども、全く出ない時期もあるということで、それらを一番調整するがためには、めぐみ野土別さんのほうの中で堆肥化することが一番施設的にもベストということで判断をして、その中で堆肥化をするというようなことで今計画立てております。

それをもって、全体的に汚泥の堆肥及び生ごみの堆肥が出るときには、そこでは新しい施設でやる。そのときには悪臭が若干出るかもしれない。その対策、それと野菜残渣につきましては1回混合したものをもう一度めぐみ野土別のラインに入れて、そこでは前回お話ししましたとおり、野菜残渣、特にタマネギなんかは悪臭が強いということですので、その初期の発酵の段階で悪臭をとるような施設をめぐみ野土別のラインのところに設置するというで、トータル的にですね、野菜残渣及び汚泥、それと生ごみの堆肥をですね、作り上げて、それを土別市内の土地に還元するというで考えておりますので、土別市としてそのような堆肥化

施設を設置するというところで今現在進めているところでございます。

それと、低炭素村づくりモデル事業の関係でいきますと、既存施設等々についての改善をすることによって、低炭素村づくりの社会をつくり上げるということもございまして、今現在のめぐみ野土別さんから出てくるものにつきましても、それを活用してですね、低炭素な社会づくりのための事業に取り組んでいるというようなことでございます。

以上でございます。

議長（山居忠彰君） 井上議員。

13番（井上久嗣君） ということは市の事業としては行うということではないんですね。

議長（山居忠彰君） 佐々木課長。

畜産林務課長（佐々木 勲君） 市の事業としてそれらの堆肥化施設を整備するというところでございます。

以上です。

議長（山居忠彰君） 井上議員。

13番（井上久嗣君） 今年、先ほども言いましたけれども、最大規模の6億円超えるこの大きな施設ですので、もう相当前から指定管理をお願いして進めるという前提で進められていると思うんで、それが正直言って、こうやって予算が今日通るわけです。きのう予算審査終わったわけですが、現実には農協の一部の関係される方から余り指定管理に向けた話が伝わってこないという不安とも、何と申すか、不満だか不安だかというものも聞こえてきているのも事実ですので、ぜひ想定されているんでしょうけれども、一刻も早くしっかりとした合意を受けられる御努力をしていただきたいと思います。

以上です。

議長（山居忠彰君） 伊藤部長。

経済部長（伊藤 暁君） 今、井上議員からお話がありました。御指摘のとおりかも知れませんが、早急に詰めたいというふうに思いますが、想定していると申し上げましたのは、指定管理、決定する場合については議会の議決もいただかなければなりませんし、まだ具体的に詰めなければならぬ部分がございますので、できるだけ早い時期にですね、まずはシステム、方法含めてきっちり決めなければならぬわけですが、それが決まった以降に詰めてですね、議会の方とも相談をしながら、やっていきたいというふうに思っております。以上のことから、今の段階では想定をしているという答弁でございますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

議長（山居忠彰君） ほかに、神田議員。

16番（神田壽昭君） 井上議員の質問に関連してであります。堆肥、具体的にどんな手法でつくるんかということでしたが、質問もですね、まず生ごみともみ殻で堆肥をまずつくるんではないかと。その堆肥をつくと。それから汚泥は汚泥で堆肥をつくるんだと。家庭生ごみとですね、家庭生ごみは今めぐみ野の堆肥とまぜるということですね。そういうやつ一緒にすると

いうことはないですよ、生ごみとね、もみ殻と汚泥とそれから野菜残渣、野菜残渣は今めぐみ野の堆肥とまぜられているんですね。

それでね、私は指定管理者がＪＡ北ひびきという、当然そこにならなければならんと思っているんですが、一番指定管理者が悩むというか、一番心配なところは汚泥だと思うんですね。汚泥の量、これは何でその３種類の堆肥に分離するかというと、やはり汚泥というのは農地にはなるべく使いたくないというのが、農業者の心理としてはあると思うんですね。そこで、汚泥はですね、堆肥をつくるんですが、どこに使う想定されて、どういう装置なのか、あるいは農地なのか、水田なのか、畑なのか、その辺がですね、今の計画ではプラント何社か検討しているということですがね、その辺の汚泥の質によっては使えない場所もあると思うんです。使えない農地もあるというふうに私思うんです。その辺の特に汚泥についての行き先というのはどこを想定しているのか。考え方をあればですね、示してください。

議長（山居忠彰君） 佐々木課長。

畜産林務課長（佐々木 勲君） まず、堆肥づくりの今考えている案につきましては、それとあと提案させていただいているものにつきましても、考え方としては、生ごみにつきましてはもみ殻とそして一つの生ごみ堆肥をつくる。それと、汚泥につきましては、汚泥と処分場に持ち込まれている剪定枝、それを裁断したものを混合してそれを堆肥化して１つのセクションでつくる。もう一つは野菜残渣が、ＪＡ北ひびきさんのほうからそれぞれ集めたものを、めぐみ野さんの戻し堆肥を混合して、それを１回混合したものをめぐみ野のラインに入れて堆肥をつくるということで考えております。

それで、先般、井上議員のときにも議員にお答えしましたけれども、今想定している、案として考えているものにつきましては、非常に水分の低い45%程度のものでできる装置を考えております。それでとても非常に取り扱いがしやすい。それとあと、今現在温根別なり川西のほうでもビートや何かでも使われておりますけれども、麦畑や何かにも汚泥が今使われてございます。汚泥の堆肥が使われています。牛ふんとともに使われている中でいけば、それらの成分分析でもってしても、大都市圏のようなそういう汚泥の重金属の含まれている数字も出ていない。それと、今回、試験的にやったものにつきましても、数字的にも非常に低いものであって、汚泥の堆肥につきましては、普通肥料という肥料取締法に基づく登録をして、その基準以下であれば一般的に販売も許可されるということになっておりますので、そのようなものも十分クリアされている数字ということですので、それを農地のほうに還元、従来どおりですね、農地に還元していただいても十分肥料としては使えるものだということも明記しながら、かつ分析したのも明示しながらですね、使っていただくというようなことで考えてございます。

あと、生ごみについても生分解性の袋で、パッカー車で収集したものをそれぞれ裁断したものの、最後にはふるいにかけて粉状にしたものを堆肥として使うというようなことでございます。あと、野菜残渣についてはほとんどが形状をなさない状態にまでなりますので、それでとても十分堆肥として利用可能ということで考えてございます。

以上でございます。

(「剪定枝ってどんな感じなの」の声あり)

畜産林務課長(佐々木 勲君) 剪定した木のことで、枝。

(発言する者あり)

議長(山居忠彰君) ほかに御発言ございますか。松ヶ平議員。

3番(松ヶ平哲幸君) 今、井上議員と神田議員とで合わせてなんですけれども、それは今の農家の方、生産者の方が一番心配しているのは、汚泥でできた堆肥、一般家庭から出てきた生ごみの堆肥、正直言って嫌がる生産者もいらっしゃるんです。今の課長のほうは成分的には問題ないとおっしゃいますけれども、実際、その汚泥の堆肥を畑に、おのれの畑に入れるのは嫌だと言う人が、やはりかなり抵抗ある人が多いんですよ。今実際に入れている方々も、正直言って汚泥は今無料で入れてもらっていますよね。それが製品化になって有料になったときに、売り先を含めて大丈夫かというのが議員さんたちの本当の問題だと思うんですよ。だから、大丈夫だと、成分的には大丈夫だとおっしゃるんですけども、有料になったときの金額が幾らで、高くなってもそこまでして入れるかという問題があると思います。

もう一つは、中山間の中で、堆肥を入れることによって補助対象になるという部分でしたから、今まではお金出してでも買って畑多分入れたんですよ。今度、戸別所得補償になってその制度がなくなるといったときに、果たして生産者の方もどれだけの単価で買った堆肥なら入れようかというところが、ここはすごい僕は本当につくる側においては販売、市としては、単価も含めて十分に検討しなければいけない内容だと思っていますし、量も果たしてどこまで一体売れるのかと、結果的にお金出して施設つくって堆肥つくったのはいいんですけども、汚泥と一般家庭の生ごみの堆肥だけ残ってしまったわと。また金かけて処理しなければいけないのかということも含めたときに、そこら辺の調査も含めてやはり慎重に検討して、この事業、高額な事業費ですから、進めていってほしいと思うんですが、その辺に対する考え方もちょっとお聞きをしてみたいと思いますので。

議長(山居忠彰君) 佐々木課長。

畜産林務課長(佐々木 勲君) まず、製品の関係ですけれども、いろいろ議論する中でいけば、先ほど言いましたとおり、一番最初には堆肥づくりの堆肥が必要とするよということですので、いかに堆肥を多くつくるかというのもですね、いろいろ手法としてあるわけです。ある手法につきましては例えば菌を入れてたくさんつくる方法、ある手法についてはもう少し混合して製品を少なくする方法というようなことで、協議会の中なり、幹事会の中でもですね、考え方としてどうなんだろうかというのもですね、いろいろ議論になったところでございます。

今回、最終的には何回か戻し堆肥ということで戻して、数量的には最終的には少ない手法をもって今つくろうというふうに考えております。たとえば、神田議員さんがおっしゃられるように、汚泥、生ごみ、野菜残渣、全部一緒くたにしてつくってしまうと、非常に大きな量で、かつ汚泥の加わったものということではなくてですね、汚泥は汚泥の堆肥として数量的にはこ

ういうもので、かつ扱いやすいもの、かつ品質的にはこうだよということをしてですね、しっかりと明示することによって、例えば農地でも使えるよと、そして肥料分もこれだけあるよということもですね、ちゃんと明示をしながら、そして使った場合にはこういうことがありますよということもですね、ちゃんとすることによって皆さんの利用がされるものと思っておりますし、平成23年度につきましてもですね、農業者及び一般市民にもですね、使っていただくようなことを考えていきたいと思っておりますけれども、そして、最終的には小袋にも入れてですね、一般の市民の方もそれを庭先で使うとかですね、ことができるようなことを最終的には入れる予定にしておりますので、より安全なものということでつくり上げたいというふうに思っております。

今現在考えているものは、そういうようなことを考えておまして、水分の高いもので余り堆肥として不都合なようなものにならないようにですね、そんな手法を今取り入れたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（山居忠彰君） 松ヶ平議員。

3番（松ヶ平哲幸君） 課長、僕言っているのは汚泥の堆肥、一般家庭の生ごみの堆肥、これは下川あたりもその堆肥はもう無料でしか処理していないんですよ。それを有料にして売ると売ったときに、果たして買ってくれる人そんないるんですかということが、安全だとおっしゃるんだけど、実際には買ってくれるのかということも含めて、しっかり調査をしないとイケないんじゃないかと、僕聞いているんですよ。

安全だとは課長おっしゃいますよ、水準上では、だけれども、実際農家の生産者の方は汚泥の堆肥はやはり絶対要らないという方もいるんですよ。だからそこはお金の売る単価もなってくると思いますよ。今、正直入れていただいているのは、無料だから入れていただいているという部分もあるんですよ。単価で売るということは価格決めて売ることですから、そこはしっかりつくるときにおいて、汚泥の量云々とか安全だのだから、それは課長は安全だとおっしゃいますけれども、それでも嫌だという方が、実際使うことが嫌だという人となれば、売れないかもしれないじゃないですか、つくったときにですよ。

100%売れるという自信、どこから来るのかわからないけれども、しっかりそこも売れるという調査も含めてして、この事業に取り組んでいかれたらどうですかという私の意見なんです。

議長（山居忠彰君） 伊藤部長。

経済部長（伊藤 暁君） お答えいたします。

確かに松ヶ平議員言うようにですね、果たして売れるんだろうかという心配はあろうかと思っております。こういう堆肥つくった場合にですね、利用しますかというアンケートもっております、使うという回答もありますので、全く売れないということはないと思うんですが、やはり汚泥と生ごみについてはですね、うちは扱いたくないなという部分もあるというふうには考えておりますので、きちりその辺のですね、調査をしながら、やっていきたいというふうに思いますし、実際的には、できた肥料をですね、実際に見てもらってですね、ぜひみんながで

すね、畑に入れてもらうような部分ですね、取り組みをしていきたいというふうに思いますし、そのできた肥料によってですね、単価についても十分その関係者と協議をしながら設定をしていきたいというふうに思っております。少なくともつくったものをですね、再処理しなければならんということにはならないようにですね、十分調査、協議をしながら進めていきたいというふうに思っております。

議長（山居忠彰君） ほかに御発言ございませんか。斉藤議員。

18番（斉藤 昇君） 東北地方、太平洋大地震の問題で若干質問したいと思います。

15日の予算委員会が始まる前に市長から発言が特別に求められて、哀悼の意や被害に対するお見舞いの言葉、それから一定の取り組みについてあの時点でも述べられたところでございます。そこで、その後、どういう取り組みをしているのかということなんですね。例えば、義援金、これなんかもいろんな場所ですね、義援金を市民の皆さんに、だから義援金を置く場所、それからこれの取り扱いといたしますか、あるいはそういう義援金が寄せられた、一定の額の人には所得控除のものなんか発行するのかとか、こちら辺、まず義援金についてどうなのかということ。

それから、今度の補正でも出るかなと思ったんだけど、各自治体でも名寄だとか、富良野だとか、あちこち大体5、600万円という数字が出て、寄附もされているような状況でございますけれども、そういう本市としての義援金、それから市民の皆さん方から集めた義援金、どういうふうにして現地に届くようになっていくのか。この点、そしていつごろからこれらは実施していくのか。まずこちら辺からお知らせをいただきたいと思うんです。

議長（山居忠彰君） 清水総務部参事。

総務部参事（清水 修君） 義援金についてお答え申し上げます。

市民に対して義援金の公募に関しましては、16日から市民向けに義援金を受け付けを開始しております。

そして、その設置場所でありますけれども、市の施設、本庁ですとか出張所、朝日総合支所など13カ所、それとあと市の関連施設として、翠月ですとか、サイクリングターミナルなど、羊飼いの家など7カ所、そこで設置を行って義援金を受け付けているところであります。集まった義援金につきましては、社会福祉協議会を通じまして被災者に届けられるということになっておりまして、その義援金につきましてはのいただいた金額等の領収書につきましては領収書を発行しまして、税控除などの控除を行うような対応となっております。

あと、周知方法や何かにつきましては、ホームページや新聞等で周知を行っているところであります。

以上です。

議長（山居忠彰君） 斉藤議員。

18番（斉藤 昇君） すると、これはもうやっていらっしゃるというんだけど、毎日あれですか、箱の管理なら管理、施設の管理されて、毎日これはもうどれだけ集まったかという点

検されると思うんだけど、いつから始めて今の時点ではどのくらい集まったんですか。

議長（山居忠彰君） 清水参事。

総務部参事（清水 修君） 16日から始めたんですけれども、そのときはまだゼロということで、一日一日それぞれ集計をしましてトータルを出しているところでありますけれども、まだ17日、きのうの分ということで、こちらのほうにその報告というのはまだ来ていないような状況であります。

以上です。

議長（山居忠彰君） 鈴木総務部長。

総務部長（鈴木久典君） それと、市の義援金の関係についてでありますけれども、これまで過去の阪神・淡路大震災、このときには50万円の義援金を支出しております。それからその後、そのほかですね、北海道の南西沖地震のときにも50万円、それから有珠山の噴火のときにも50万円ということで、これまで義援金については50万円ということで経過をしてきております。ただ、今回震災の規模が大変大きいというようなこともありまして、市からの義援金については今近隣市町村、あるいは道北の市で情報交換をしながら、それぞれ調整を図ってから出そうということで協議をいたしております。きょう現在のところまだこの金額について決まってはいませんけれども、多くの市町村が今500万円という数字が示されているようでありまして、こういったことも参考にしながら今後決めさせていただきたいというふうに思っております。

また、市からの義援金については全国市長会を通じた支援ということで行っていきたいと考えております。

以上です。

議長（山居忠彰君） 斉藤議員。

18番（斉藤 昇君） 議会としてもですね、これは議会費から出して義援金を送るわけではございません。議員会という形で議員一人一人が負担をして、そしてせんだっての代表者会議や議員会の役員会でも了承を得て、議会の議員会としては30万円の義援金を送ろうと、そういうことを決めたところでもございます。市がこれまで実際に実施した義援金のほかですよ、したものとはどんなものがあるのかということでもありますとか、住宅の対応なんかも求められているというけれども、三望台の住宅なんかは、菅原議員の話では、人の住めるようなところでないなんていう発言も聞きましたけれども、これらは大丈夫なのかということを含めて、住宅対策についてはどんな手を打たれて報告をなされているのか。向こうから来たものに対して報告していると思うんだけど、この住宅の関係はどうなんでしょう。

議長（山居忠彰君） 清水参事。

総務部参事（清水 修君） 今までということ、日本水道協会から、給水袋ということで1,300袋の要請がありまして、今その袋に対して自衛隊を通じて支援を、輸送の関係を手続を行っているところであります。

あと、住宅の対応についてでありますけれども、14日に道から市営住宅の空き戸数調査があ

りまして、市営住宅14戸、これは朝日町三望台団地でありますけれども、その14戸に対しての報告を行いました。

あとまた、トヨタ自動車から宿泊施設であるメゾン土別を避難住宅として申し出があったところでありまして、短期の避難住宅として生活必需品がそろっている朝日町の短期移住体験施設ですとか、スポーツ合宿施設などがありまして、その被害者の状況などに応じまして、それぞれ対応していきたいというふうに考えております。

施設についてはですね、緊急となる場合がほとんどでありますので、その数については予想することはできない状況でありまして、市街地においても住宅の確保を図っておりますけれども、住宅に伴います経費についても、それぞれ対応していきたいなというふうに思っております。

以上です。

議長（山居忠彰君） 鈴木部長。

総務部長（鈴木久典君） 今の住宅の関係について御説明をさせていただきました。道のほうの報告、14戸ということで報告をしていますけれども、この14戸については朝日の三望台団地ということの数で報告をさせてもらっています。今議会でも議論になったように、三望台については整備の内容等々、これからちょっと詳細に詰めなければならないというふうに思っております。ただ、今回トヨタ自動車さんのほうで社宅の活用ということで申し出をいただきましたので、そういったようなことも踏まえながら、そして今、参事のほうから答弁しましたように、ちょっと予測が今つかないという状況もありますので、市街地での住宅の確保等についても検討している最中でありまして。

以上です。

議長（山居忠彰君） 斉藤議員。

18番（斉藤 昇君） 日本水道協会からの要請で飲料水の袋1,300袋、要請来ているんだと。これは土別にこんなに備蓄してきちっと持っているものなんですか。

議長（山居忠彰君） 清水参事。

総務部参事（清水 修君） お答えします。

1,300袋の内訳でありますけれども、日本水道協会からの預かりとして1,000袋、あと市の備品として500袋を持っております。そのうちの全体で1,500袋あるわけですけれども、そのうちの1,300袋を支援すると。そしてあとの200袋につきましては、市のこれから何かあったら困りますので、備品として置くということでありまして。

以上です。

議長（山居忠彰君） 斉藤議員。

18番（斉藤 昇君） そうしたらあれですか、水道協会からのやつは預かってやっているんだから、それを返すというだけの話なんですか。

議長（山居忠彰君） 清水参事。

総務部参事（清水 修君） 水道協会からの預かり物ということで、何かあったときにはそれぞれ市が使用しても構わないということで預かっているものであります。

以上です。

議長（山居忠彰君） 斉藤議員。

18番（斉藤 昇君） それからですね、被災者の受け入れなんかは具体的にやはりこれから来ると思うんだけど、これはどういうふうな情報をつかんでいらっしゃるのかということですよ。そして今、市として住宅の準備しているようだけれども、例えば仮設住宅なんかも市のほうであいている土地がないとか、そういうようなその後の要請というのはどういうふう、どんなものがあと来ているんでしょう。

議長（山居忠彰君） 清水参事。

総務部参事（清水 修君） 被災者の受け入れについてでありますけれども、現在被災地から1世帯の方が知人宅に身を寄せている。その方に対しては本市で避難の予定というふうにお聞きしております。

また、さらに昨日、土別市の知人を通しましてですね、1世帯の方の受け入れについて相談がありました。市としては被災者の世帯状況ですとか、いつ来られるかなど確認して、安心して生活を過ごしていただけるよう、住宅の準備を今行っているところであります。

あと、仮設住宅につきましては、17日に道から仮設住宅建設用地の調査依頼があったところでありまして、その中で総合体育館裏ですとか、北星保育園前、あと競馬場、多寄小学校跡地など4カ所を報告したところであります。これは事前調査でありますので、今後において仮設住宅の依頼がありましたら、朝日町ですとか上土別町などを含めましてですね、検討していきたいなというふう考えております。

以上です。

議長（山居忠彰君） 斉藤議員。

18番（斉藤 昇君） それから、緊急の消防の援助隊で、高規格の救急車とそれから隊員が行くということも報道されているんだけど、そして新聞にも出て写真も出て、品物を準備しているというふうに出ておりましたけれども、これはいつからどういう態勢で行かれるんでしょう。

議長（山居忠彰君） 鈴木部長。

総務部長（鈴木久典君） 先ほど私のお答えした中で、有珠山への義援金が50万円というふうに言いましたけれども、110万円の間違いですので、訂正させていただきます。

それで、今、救急消防援助隊ということでのお話がありました。これは道の要請に基づいて第4次北海道陸上部隊として出動する予定でありますけれども、この派遣の日については今22日あるいは23日ということで、まだはっきりした状況にはなっておりません。今現在の予定では隊員が5名、それから救急車1台ということでの計画を立てております。

以上です。

議長（山居忠彰君） 齊藤議員。

18番（齊藤 昇君） それから、今度のやつは、被災地は激甚災害法も適用するというふうになっておりますけれども、普通災害の関係と激甚災害の適用、これはどういうふうが違うのかということと、そういうふう激甚災害というふうになりますと、いろいろな受け入れはこちらでするんだけれども、そういう被災して来られる方に対して適用する激甚災害法だと思っただけでも、受け入れた側に対してはどういうふうに国は対応するのか、こちら辺がわかっていれば教えていただきたいと思えます。

議長（山居忠彰君） 三好総務部次長。

総務部次長（三好信之君） 激甚災害なんですけれども、これはいわゆる激甚災害法で定められておまして、全国で起きる大雨とか豪雨、地震そういった災害のうちで特に規模が大きくて国民生活に影響を与える場合、その復興支援を目的として定めています。

具体的に言いますと、通常、災害があつて、それが公共施設災害なり農地災害なり国の補助を受ける場合、通常補助率が公共土木施設災害でいきますと3分の2から8割、その地域によって違うんですけれども、そのぐらいの補助率、農地災害の場合は50%の補助率というふうになっています。それが、この激甚災害を受けると、恐らく100%近くまで引き上げられることになります。そのほかの被災者の被災地域の公営住宅、被災者のために整備する場合、補助率が特別に4分の3まで引き上げられるとか、あと中小企業への貸し付け、そういったような支援等もなされています。既に、中小企業庁のほうで中小企業対策ということで、もう措置を講じられているわけですけれども、今回、地区を指定しないで、今後の予断を許さないということで、全国を対象にしているということで、激甚災害の中でもかなり大きな状況なのかなというふうに思います。

激甚災害自体はいろいろな決め方があるんですけれども、例えば国が災害の被害額を復旧額を査定するわけですけれども、その被害額が全国の標準税収の0.5%以上とか、あと農業災害の場合はその被害復旧額が農業所得の何%以上とかという定めになっています。それで、最近その基準が下げられていることから、毎年毎年、一応激甚災害という指定は全国各地で1カ所ぐらいずつ起きているんですけれども、今回の場合は、その規模がかなり大きいという状況にあります。その法をちょっと読んでみましても、受け入れの部分、先ほど言いました、被災地における公営住宅を建てる場合は4分の3の補助というのがあるんですけれども、それを受け入れた場合とか、仮設住宅というのについては、法的にはないような状況になります。

今後、市が土地を提供して、その住宅をつくる場合といったのを道のほうにも問い合わせても、まだその部分というのはまだ明らかになっていない状況にあります。

以上です。

議長（山居忠彰君） 齊藤議員。

18番（齊藤 昇君） 本当に、毎日テレビ見たり、現地の状況、原発の問題なんかも随分本当に悲惨な事態だと思っんです。それで、これからもいろいろな要請が来たり、機敏にやはり対

応してあげる必要があると思うんです。全道市長会でありますとか、そういうところでもあると思うんで、できるだけ支援はやはり自治体としても個人としても惜しまないという気持ちで頑張っていたきたいと思うんだけど、この際市長にも決意のほどを承っておきたいと思うんです。

議長（山居忠彰君） 牧野市長。

市長（牧野勇司君） ただいま、斉藤 昇議員から御質問、御提言いただいたんでありますが、委員会の初日に哀悼の意をささげながらお見舞いを申し上げ、今後においては市議会の皆様方とも一致協力をし、もちろん市民とも同じでありますけれども、そういう形でこの被災地に対して私たちの思いをしっかりと伝えたいと、こういうことで発言をさせていただいた次第であります。

現地では、もう既に死者が6,000人を超えたということでありまして、あるいは被災地で寒い中、身を寄せている方々も含めて孤立している方も入れますと、もう1万6,000、7,000人という、まさに未曾有の大災害であります。そういった意味では、小さな自治体でありますけれども、できることを惜しまないでやっていくというのが私たちの姿勢であろうと思います。

もう一方では、原子力発電所も爆発をするなんていう、また二重の苦しみもあの地域で出ているわけでありまして、まずは先ほど答弁申し上げたとおり、救急隊を出すということは市民にとっても、救急車も1台一緒に行くわけでありますから、大変不安な面はあるんでありますけれども、しかし、ここは上川北部、名寄の救急隊も士別に応援をいただく。この後、士別の次は名寄が行くということでありまして、もちろん私たちが帰って来たときには、名寄に対しても救急は我々も担おうじゃないかという、こういう連携のもとで、もう国挙げてこの被災地に対しては応援をしなければならないということで、来週から行く5名に対しても激励をしながら、まず日ごろのみずからの訓練の成果をしっかりと発揮してほしいということで、激励をして送り出そうと、こう考えておる次第であります。

そうして、一方では、やはりこれだけ電力、あるいは燃料も相当厳しい状況が言われているわけありますから、私たちのみずからの生活の上でも節減をしながら、あるいは車の燃料もそういった意味では自重しながら、やはりこれを全国的な規模で限られた資源でありますから使いこなしていくということも、そういった意味では必要ではないかというふうに考える次第であります。

もう一方では、非常に、災害の少ない地域である北北海道でありますから、先ほどから申し上げたとおり、こちらのほうに来ていただく方については温かい気持ちで迎え入れながら、一緒に生活をしていただくことも視野に入れながら、今活動を進めていきたいと考えている次第であります。

今、いろいろお話しいただいたわけでありまして、まだ全貌がいまだに明らかになっていない状況でありますけれども、冒頭に申し上げたとおり、とにかく小さな自治体でありますけれども、すべての力を出して市民ともどもこの未曾有の困難に立ち向かって、新しい復興ができ

ますように私も全力で頑張っていきたい、こう考える次第であります。

議長（山居忠彰君） 齊藤議員。

18番（齊藤 昇君） 最後にもう一つ、コスモス苑の問題でございますけれども、この議会の中でも、予算委員会の中でも小池議員やあるいは井上議員なんかも取り上げられて、随分話題になったのは、やはりなぜ開設がおくれたのかとか、なぜ定員20をせっかく増やしたのに足りていないのかとかいう問題と同時に、それらの原因というのは一体何なんだというところで、やはり職員のいろいろな問題が言われたところでもございます。私どものところにも直接そういう声も寄せられているのでございます。

私は、以前このコスモス苑の増床の問題のときにも、そういうやはり臨時の人をいじめるとか、あるいは職員同士でもいがみ合っているとか、いじめみたいなのがあったりする。それではコスモス苑の運営がうまくいくわけがないではないかと、しっかりとやはり研修も積んで、コスモス苑の職員、臨時であろうとパートであろうと、一職員として全力を挙げてやはりやるべきだと、こう申し上げて、織田部長も、いや一部そういうこと本当にありましたと、申しわけないと、そういうことないように、今後真剣こいてやってまいりますという答弁だったと思うんだけど。

しかし、そういう警鐘を乱打したにもかかわらず、結局は何も解決されていなくて、だから、同じようなことがなぜそういうふうに私どもが言って、織田部長がそういう反省もして、陳謝もして、だけれどもなぜそういうことが続いているのか、一向によくなっていないではないか。そして、入所している人から苦情が来るなんていうのは最低ですよ。

だから、そういう私の指摘から、職場としては本当に全職員が一丸となっていこうという研修や話し合い、こういうのがどうなされてきたのか。あるいは所長や部長が言っても、そんなにきちんとできない職員が多過ぎるのかどうか。これはどういうことなんですか。だから私は、あそこの所長といっても次長でしょう。次長はきちんとまとめていけないのなら、あそこに部長を配置したらいいでしょう。織田部長がみずから乗り込んで、しばらくあそこからいわば本庁のほうへ通ったらどうですか。このところきちっと答えてください。

そして早急にやはりね、直していくというふうに断言してやっていただかないと、土別のコスモス苑の評判は本当によくないですよ。だからそれは土別の行政に対する不信にもなってくることだし、土別の評判を落とすことなんです。だからそれは単にコスモス苑だけではなくて、ほかの施設についてもそういうことが言えると思うんでね、全体をやはり市の職員が親切で行き届いたやはり行政、このために力を尽くしていただきたいと思うんだけど、織田部長が言ってから、どんな取り組みをなされたのか。この際承っておきたいことと、今後の方向、これを本当に改善して一生懸命ともに働いていく職員になっていただくために、より一層の研修をしていただきたいということを申し上げておきたいと思うんです。

ぜひ、答弁をお願いいたします。

議長（山居忠彰君） 織田保健福祉部長。

保健福祉部長（織田 勝君） 今、コスモス苑の介護職員等ですね、職員間の問題でありますとか、あるいは入所者への対応ということについて、問題等があるんじゃないかということでございます。介護職員等の職員に対するもろもろですね、指導等につきましては、このたび特にですね、増床してたくさんの方を受け入れなければならない。更にはですね、行き届いたですね、そうした方々に対する介護サービスということがですね、必要だということからですね、これまでもですね、いろいろな機会をとらえてですね、要するに職員間のまず基本的なことですね、そういったサービスをするためにはチームワークが必要だと、意思の疎通が必要だというようなことで常々ですね、いろいろな機会をとらえて私もですね、指導をいたしてまいりました。

そして、そういう中で、去年の斉藤議員のですね、11月の決算委員会のときにおいて、職員間ですね、問題といいますか、特に正職員と臨時、非常勤等のそういうかかわりの問題ということで御指摘があったものですから、私もですね、特に今申し上げましたように、本当に気持ちの一つにして受け入れをしてですね、そういったことをやらなければならない時期であるということを中心をいたしまして、スタッフ、介護職員、あるいは看護職員のスタッフ会議というものを実施をいたしておりますので、私もそこに出向きまして、そしてですね、そういった状況にあったらですね、これは早急にですね、改善をして、そして職員間もですね、協力・連携して受け入れ、あるいはそういうサービスに当たっていかなければならないということ、山口所長のほうからもですね、再三指導をしてきたわけでありましてけれども、私もそうしたことで対応いたしてまいりました。

それで、その後ですね、いろいろ職員間なんかでもですね、そういったことのないようにというようなことで、励行もするようなことでやってきておりまして、私もそんなにその後、余りその問題があるというようなことについては、ちょっと話もなくでですね、徐々に改善といいますか、受け入れもですね、最近はですね、高まってきておりますし、よくなってきているのかなというふうにはちょっと理解をしております。

そこでまた今、斉藤議員のですね、ただいまのようなことで、あわせましてですね、入所者に対するサービスのちょっと問題というようなことも今お話をされましたので、この後ですね、もうすぐにですね、スタッフ会議を開催をいたしまして、そしてですね、本当にそういうことの調査確認といいますか、そういうことも行ってですね、そしてこれはですね、このときだけですね、そういった指導をするということではなくて、幾度も幾度もですね、継続したですね、指導を行うということをやっていきたい。そして、介護サービスの提供がですね、きちっと行われるように徹底してですね、指導いたしてまいりたいと思っております。

それから、一昨日、小池議員からもですね、市民の方々の御意見として、コスモス苑の介護のサービスがですね、ちょっと適切でないんじゃないかというようなお話も何通りかにわたって御指摘がありました。私もですね、そうした意見をですね、伺わせてくださいというようなことで、ちょっと機会をとらえて家族の方なんかにもですね、お話をしたりはしていると

ころがあるんですけども。

なかなかですね、十分にそういった考えとか意見がですね、必ずしもそういったことがですね、聞こえてこないといいますが、そんなこともありますので、今は市民の声ボックスもですね、その施設のほうには配置しておりますので、そういったことがございましたら、そういったですね、利用も活用もですね、していただいて、意見をですね、そこに入れてもらう、あるいはですね、入所時のときとかですね、あるいは面会のときにはですね、必ずその家族の方も来られますので、その都度ですね、家族の方なんかともですね、話をして、そしてその介護のサービスの内容とかですね、そういったことに問題といいますが、そういったことがあったら何でもよろしいので、話をしていただきたいと、所長等ですね、そういった意見をいただくですね、窓口というようなことでして、気軽にですね、いたしていただいてそしてサービス等がですね、強化されるようですね、それをもとに、そして職場環境をですね、一つ一つ改善をしていって、本当にコスモス苑に入所してよかったと、そんなふうに言われるようにですね、そういう施設づくりにですね、肝に銘じまして一生懸命ですね、対応してまいりたいと、このように考えております。

以上です。

議長（山居忠彰君） 牧野市長。

市長（牧野勇司君） コスモス苑の関係につきましては、ただいま斉藤 昇議員から御指摘をいただきました。この問題については以前にも現状、その当時の御指摘もいただきましたし、今回は井上議員、そして小池議員からもそれぞれ一般質問なり、あるいは総括質問でも御指摘をいただいた次第であります。

ただいま現状においては、織田部長のほうから御答弁申し上げた次第なんですありますが、コスモス苑については、他の施設と若干違いますのは非常に介護度が高い方が入所されているということで、そういった意味では、働いている皆さん方も大変な御苦労されているとは思いますが、しかし今日まで御指摘されてきた内容についても率直に、これは入所されている、あるいはその家族の皆様方のお声でありますから、これはしっかり受けとめなければならん、こう思っています。

私は、この施設を増床するときに申し上げたのは、一つには100人からいる入所者の皆さん方に、やはり少しでも入っていただくと。待ちが非常に長いわけですから、そういったことで居室20を増やさせていただきました。なおかつ、もう一つは、そのことによって、雇用の場が増えるではありませんかというお話もさせていただきました。なおかつ、年間5,000万円ほど出ている収支不足について、これが2,500万円ほどに試算の状況ではなるという、こういう三鳥一石の方法であるということも議会にも説明を申し上げながらスタートをして、まさにそのとおりになるという確信を持ちながら実はやったんでありますが、先ほど織田部長が申し上げたようないろいろな経過のもとで、残念ながら前年度よりも2,400～500万円逆に赤字が出るなんていう、とんでもない損害を市民の皆さん方に与えてしまったということで、反省を

している次第であります。

民間であれば、もう施設も自分たちでつくるわけでありまして、なおかつ、減価償却もしながら、あるいはそれを黒字経営をしながら頑張っているわけでありまして、なぜ、減価償却もない、しかも直営でやっているところで7,000万円も赤字が出るのか、不思議な話であります。ですからそこにはまさに経営論の問題であって、そういった意味で私は副市長を中心にしながら、この職場の保健福祉部も含めながら、全力で現状分析をして、そしてやはり仲間意識を持ってしっかりした輪がない限りこの仕事は進まないということで、そういう会議も何度も何度も開いていた次第であります。

そういった中で、現実の問題として、こういう内容が起きたわけでありまして、これはしっかり反省をしながら、しかも御指摘のとおり、先ほど答弁申し上げたとおり、しっかり肝に銘じてそして職場には活を入れて経営に当たってまいりたいと、こう考えている次第であります。

議長（山居忠彰君） ほかに御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山居忠彰君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山居忠彰君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第34号から議案第39号までの6案件は原案のとおり可決されました。

ここで、あらかじめ会議時間の延長をいたします。

議長（山居忠彰君） 次に、日程第9、議案第5号 平成23年度士別市一般会計予算から議案第21号 士別市朝日町老人保健センター条例の一部を改正する条例についてまで、以上17案件を一括議題に供します。

予算審査特別委員長の報告を求めます。斉藤 昇委員長。

予算審査特別委員長（斉藤 昇君）（登壇） ただいま議題となりました議案第5号 平成23年度士別市一般会計予算から議案第21号 士別市朝日町老人保健センター条例の一部を改正する条例についてまで、各会計予算12件並びに関連議案5件に対する予算審査特別委員会の審査経過及び結果を御報告申し上げます。

去る2月23日の本会議において、全議員をもって構成する予算審査特別委員会が設置され、平成23年度予算に係る17案件の付託を受けたところであります。

審査経過につきましては、3月15日、16日及び17日の3日間、本会議場においてそれぞれ関係者の出席を求め、慎重に審査をいたしました。

審査結果につきましては、付託を受けました案件中、議案第5号 平成23年度士別市一般会計予算については反対があり、起立採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきもの

と決定いたしました。

議案第6号から議案第21号までの16案件は、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上で、報告を終わります。（降壇）

議長（山居忠彰君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山居忠彰君） それでは、これより採決に入ります。

本案については委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。小池議員。

11番（小池浩美君） 私は、本定例会に付議されました議案第5号 平成23年度士別市一般会計予算について反対いたします。

平成23年度予算審査特別委員会においても申し上げましたが、本案件における高齢者入浴料助成事業は朝日と土別、両地区の一体化、公平性を理由に朝日地区住民の代表である合併特別区協議会の意見を切り捨てて、従来から朝日地区で実施されてきた同様の事業内容を後退させるものになっています。このことは合併に対する朝日地区住民の期待感を喪失させ、元気を失わせるものとなります。合併は必ずしも全市が一体化、何でも平等であらねばならないということではありません。今後もさまざまな場面で、朝日地区と土別地区の格差や違いによる課題に直面すると予想されますが、何でも平等、何でも一体化のもとに少数意見が切り捨てられることに大きな危惧を覚えるものです。

よって、本案件には反対いたします。

議長（山居忠彰君） 御異議がありますので、分割して起立により採決いたします。

まず、議案第5号については、予算審査特別委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立（起立多数）〕

議長（山居忠彰君） 起立多数であります。

よって、議案第5号は予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号から議案第21号までの16案件については予算審査特別委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山居忠彰君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第6号から議案第21号までの16案件については予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

議長（山居忠彰君） 次に、日程第10、議案第40号 平成23年度士別市一般会計補正予算（第1号）を議題に供します。

提案者の説明を求めます。牧野市長。

市長（牧野勇司君）（登壇） ただいま議題となりました議案第40号 平成23年度士別市一般会計補正予算（第1号）について、その概要を御説明申し上げます。

本補正は、平成21年度から3年間、JA北ひびき農業協同組合を指定管理者として運営している士別市林業センターについては、利用者の減少や施設の老朽化などから厳しい経営状況下に置かれており、改築すべきかあるいは見直しをすべきかなど、22年度中にあり方を検討し、方向性を明らかにすることとしていましたが、将来に禍根を残さぬよう十分な検討を行い、更には住民の方々との協議等も必要なことから、当面23年度においても現有施設で継続し運営することとしたところであり、その運営における利用料収入に対して管理運営費が上回る見込みにあるため、23年度分の指定管理料500万円を追加計上し、地方交付税をもって収支の均衡を図った次第であります。

以上、今回の補正の概要を御説明申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。（降壇）

議長（山居忠彰君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。斉藤議員。

18番（斉藤 昇君） 今、補正予算が提案されましたけれども、22年度の決算見込み、これでいくと大体1,000万円の赤字、当初に500万円のお金を出して、その後積立金が600万円以上残っていたわけです。これもあらかじめ使い果たしたのではないかと思うんだけど、この決算見込みをどう押さえているのかということ。

それからもう一つは、23年度は今500万円の補正だけれども、これ以上のいわば赤字は出さない、そういう自信をお持ちなのかどうか。指定管理者であるJAともよくお話しなさせて工夫を凝らし、そしてしっかりとした経営をやって23年度は赤字出なかったと、500万円で済んだというふうになるようにぜひ努力をしていただきたいと思うんです。そうしなければ、これはもう日向温泉の改築はできないという決断だってあるわけでありますから、その辺の23年度の見通し、そしてJAとの話し合い、これをどうされるのか、この点承っておきたいと思うんです。

議長（山居忠彰君） 佐々木畜産林務課長。

畜産林務課長（佐々木 勲君） 私のほうから、平成22年度の実績と23年度の事業計画について御説明いたします。

22年度の実績で申し上げますと、まず22年度の計画では入館者数が3万1,700人のところが実績が2万8,885人ということで92%の実績となっております。宿泊者数が4,500人のところが3,629人で82%ということでございます。あと、宴会者数が7,000人を予定しておりましたけれども、6,330人ということで92%、延べ人数で申し上げますと、4万3,200人が3万8,844人ということで91%の実績となっております。

それと、平成22年度の収入及び収支の関係で申し上げますと、平成22年度の収入が計画では

6,875万円を予定しておりましたけれども、実績が5,770万5,000円ということで特に宿泊の方の落ち込みが大きく85%ということでございます。それと支出につきましては、営業収支におきましては、平成22年度の計画が7,345万円を予定しておりましたけれども、実績が6,700万7,000円ということで86%の支出でございました。

それと、営業外の収入でいきますと、指定管理料476万2,000円、これは消費税を抜いた金額でございますけれども、指定管理を含めると795万円のところが758万3,000円、それと支出につきましては320万円が265万2,000円ということで、営業収支の差し引きでは475万円のところが493万円ということで、ほぼ同額で推移してございます。それで、全体的には平成22年度の計画におきましては、全体の営業収支を5万円のプラスというふうに見込んでおりましたけれども、実績的には437万2,000円の減となったところでございます。このことよりまして、当初の積立金611万7,000円ございましたけれども、437万2,000円のマイナスが生じたため、最終的には利益積立金が174万5,000円ということでございます。

平成22年度の運営実績につきましては、平成21年度の実績と同程度を見込んでおりましたけれども、宿泊客の利用減に基づきまして約1,000万円の減となりまして、経費の削減に努めたものの燃油費の費用等もありですね、指定管理料を加えても437万2,000円の減となったところでございます。

この主な要因といたしましては、宿泊客における工事関係者の減とか、高速道路による日帰り、改修中との風評などにより利用減となっております。また、スキー場のオープンのおくれによる食堂利用減等もありまして、かつ、入浴施設の灯油の価格上昇もですね費用増となっております。

それと、23年度の事業計画でございます。23年度の事業計画につきましては、先ほど22年の実績、3万8,844人の入り込み客全体に対しまして4万500人の利用客を見込んでございます。入館者数につきましては、平成22年度の実績、先ほど言いましたけれども2万8,885人を3万人に、それと宴会者数を3,629人を3,800人に、宴会者数は6,330人を6,700人ということで見込んでございます。

収入につきましては、本年度、22年度の実績をですね、5,700万円から6,085万円を見込んでございます。それと、営業の管理費につきましては6,555万5,000円を見込んでございます。最終的には、営業外収支の部分で指定管理を含めまして、全体的の収支につきましてはプラス1万6,000円を見込んでございます。そんなことで、平成23年度をですね、それぞれですね、経費の削減等々をしながらですね、JA北ひびきさんの指定管理者とも協議のもとにですね、対策に当たっていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（山居忠彰君） 伊藤経済部長。

経済部長（伊藤 暁君） 今、23年度の事業見込みについて課長のほうからお話をいたしました。2月16日に議員協議会の中で、代表者会議でしたか、この中でこの指定管理料について

ひ計上させていただきたいという御説明をした後にですね、農協とお話をいたしました。率直に言いまして、現状でいくとですね、22年度と同額の500万円では大変苦しいというお話がございましたが、何とか頑張ってもらいたいということですね、昨年の9月にも1人人員を減らしまして、また新年度から1人人員を減らして、食材の購入についてもですね、協議をしながら極力切り詰めてですね、何とか頑張ってやっていくということでしたが、その後ですね、実は3月7日でございますが、消防のほうからですね、施設の防火の関係で改善をしてほしいという部分で指導があったということとですね、もう一つはですね、テレビがデジタル対応になっていないものですから、この23台については何とかチューナーで対応しなければならんという部分が一つ出てきたという部分と、消防施設についてはですね、防火扉とかそういうのはちょっと無理だけれども、お客さんにですね影響ある、やはり火災報知機の関係、煙感知機、熱感知機、これについてはどうしてもやはり交換をしなければならんという部分がございますし、一番心配していますのは、燃料がどんどん値上がりをしていますので、果たしてその時点で約束したとおりいくかどうかということをご心配をしております。

いずれにしても、この500万円ですね、頑張ってもらっていて、ただ一方で農協のほうも赤字出してまではできないという話をしていますので、その時点ではですね、協議をさせてほしいということでもありますので、もしそういう事態になった場合にはぜひ議会の皆さんにもですね、お話をしてお話をしたいというふうに思っております。

議長（山居忠彰君） ほかに御発言ございますか。

（「なし」の声あり）

議長（山居忠彰君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山居忠彰君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

議長（山居忠彰君） 次に、日程第11、意見書案第1号 介護保険制度の抜本的改善を求める意見書について、意見書案第2号 保育制度改革に関する意見書について及び意見書案第3号 平成23年度畜産物価格決定等に関する意見書について、以上3案件を一括議題に供します。

本案については提案者の説明を省略いたします。

質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山居忠彰君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山居忠彰君） 御異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号、意見書案第2号及び意見書案第3号は原案のとおり可決されました。

議長（山居忠彰君） 次に、日程第12、調査第1号 総務文教常任委員会の閉会中継続審査についてを議題に供します。

総務文教常任委員長から、会議規則第101条の規定により閉会中継続審査の申し出がありません。

総務文教常任委員長の説明を求めます。斉藤 昇委員長。

総務文教常任委員長（斉藤 昇君）（登壇） ただいま議題となりました調査第1号 総務文教常任委員会の閉会中継続審査について、その内容を御説明申し上げます。

総務文教常任委員会の所管事務のうち、特定事件として総務部及び教育委員会における新年度の主要施策について、土別南小学校の耐震改修工事について並びに土別市立博物館について調査研究しようとするものであります。

本委員会の付託事件として閉会中継続審査の承認をくださいますよう、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。（降壇）

議長（山居忠彰君） お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり閉会中継続審査とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山居忠彰君） 御異議なしと認めます。

よって、調査第1号は閉会中継続審査とすることに決定いたしました。

議長（山居忠彰君） 次に、日程第13、調査第2号 民生福祉常任委員会の閉会中継続審査についてを議題に供します。

民生福祉常任委員長から、会議規則第101条の規定により閉会中継続審査の申し出がありません。

民生福祉常任委員長の説明を求めます。出合孝司委員長。

民生福祉常任委員長（出合孝司君）（登壇） ただいま議題となりました調査第2号 民生福祉常任委員会の閉会中継続審査について、その内容を御説明申し上げます。

民生福祉常任委員会の所管事務のうち、特定事件として福祉施設の新規・拡大事業について及び福祉施設の現況について調査研究しようとするものであります。

本委員会の付託事件として閉会中継続審査の承認をくださいますよう、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。（降壇）

議長（山居忠彰君） お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中継続審査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(山居忠彰君) 御異議なしと認めます。

よって、調査第2号は閉会中継続審査とすることに決定いたしました。

議長(山居忠彰君) 次に、日程第14、調査第3号 経済建設常任委員会の閉会中継続審査についてを議題に供します。

経済建設常任委員長から、会議規則第101条の規定により閉会中継続審査の申し出がありません。

経済建設常任委員長の説明を求めます。井上久嗣委員長。

経済建設常任委員長(井上久嗣君)(登壇) ただいま議題となりました調査第3号 経済建設常任委員会の閉会中継続審査について、その内容を御説明申し上げます。

経済建設常任委員会の所管事務のうち、特定事件として土別農畜産物処理加工施設の機器整備について、上土別地区国営農地再編整備事業の進捗状況について及び三望台団地について調査研究しようとするものであります。

本委員会の付託事件として閉会中継続審査の御承認をくださいますよう、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。(降壇)

議長(山居忠彰君) お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中継続審査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(山居忠彰君) 御異議なしと認めます。

よって、調査第3号は閉会中継続審査とすることに決定いたしました。

議長(山居忠彰君) 次に、日程第15、議案第41号 議員の派遣についてを議題に供します。

本案については提案者の説明を省略いたします。

質疑に入ります。

御発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(山居忠彰君) それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(山居忠彰君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

議長(山居忠彰君) 以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

平成23年第1回定例会は、これをもって閉会いたします。

御苦労さまでした。

(午後 4時08分閉会)